

令和6年10月31日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 くさしぎ
代表者名 辻よし子

会派の（ 調査研究 ・ 研修 ） 報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 調査研究または 研修実施日	令和6年10月29日（火）～ 令和6年10月30日（水）
2 調査研究または 研修の場所	都道府県会館
3 調査研究事項 または研修名	第24期自治政策講座 in 東京Ⅱ「誰も取り残さない社会～未来への自治体政策～」
4 参加者氏名 （ 1 名）	辻よし子
5 調査研究または 研修の概要及び 感想等	別紙のとおり

【研修の概要】

2 日間に渡り、「誰も取り残さない社会～未来への自治体政策」をテーマに 4 つの講義がおこなわれた。

◆第 1 講義 誰もが通える学校づくり～地域も変わる教育とは～

講師 木村泰子（元大阪市立大空小学校 校長）

大空小学校は、2015 年にドキュメンタリー映画「みんなの学校」として紹介された大阪府住吉区にある公立小学校である。特別支援教育の対象とされる子どもを分けて指導するのではなく、どの子どもみんなが同じ教室で学ぶ大空学校のインクルーシブ教育の取組は、全国から注目され、多くの人々に感銘を与えた。本講座では、公立学校である大空学校がどのような経緯でインクルーシブ教育に取り組むことになったのか、2006 年 4 月の開校当初から 2015 年 3 月まで校長を務めた木村泰子氏から、教育理念と実践について以下のようなお話を伺った。

○パブリックの学校の「最上位の目的」は憲法 26 条にある「すべての子どもの学習権」を保障することであり、校長の「責任」はたったひとつ、すべての子どもの学習権を保障する学校をつくることである。

○保護者、地域住民、教職員すべての人が学校をつくる当事者になり、「大人のチーム力」で子どもを育むことが大切である。そのため、大空小学校には「保護者」という言葉は不要とし、学校をつくる当事者として「保護者」を「サポーター」に、「文句」を「意見」に変えることに注力した。

○こうした理念のもとに、地域の人々がサポーターとして日常的に学校を訪れ、子どもたちに寄り添う存在となっていく。学校が変われば地域が変わり、地域が変われば学校が

変わる。学校は地域のものであり、地域住民は学校の「土」であり、入れ替わりのある教職員は学校の「風」である。

◆第2講座 自治を担う条例づくり～立法分権時代の議会へ～

講師 磯崎初仁（中央大学法学部教授）

講座の柱は下記の3点であった。

①分権改革30年と「立法分権」の可能性

②地方議会の権限と政策形成機能

③議員による条例づくりのポイント

①においては、今後、立法分権を進める上で、自治体が制度・政策を作る権限を拡充・移譲する改革が必要であり、特に検討が求められるのが、条例による「上書き権」の制度化であるとの示唆があった。

②においては、二元代表制において首長がリーダーシップ型民主主義であるのに対して、議会は熟議型民主主義であること、そして、合議制の議会は多様な意思・利害のきめ細かな反映とオープンな討論による意思形成を果たす機関であり、本来の民主主義である熟議型民主主義の対極にあるのが、多数決型民主主義であるとの指摘があった。

また、議会には政策形成機能と行政監視機能があるが、行政監視においては政策の代替案をもって監視することが重要であり、政策提案は行政監視を踏まえて政策形成されるべきものであり、政策形成機能と行政監視機能は車の両輪とのことだった。

①②を踏まえて、③の条例作りについて下記のような具体的なポイントが示された。

○条例づくりの法的検討

適法な条例をつくるための3つのハードル

* 人権の制限は必要最小限度でなければならない。

* 当該自治体（市町村）の役割、任務に基づくものであり、国や都道府県の専権事項については制定できない。

* 法令と条例の間に実質的な矛盾抵触がないこと。

○条例作りの政策的検討

* すぐれた条例であるかどうかは、必要性、有効性、効率性、公平性、協働性、適法性から評価されるが、特に求められるのは有効性（目的の実現にどこまで効果があるか）と効率性（どれだけの費用を要するか）とのバランスである。

* 法律と同様に条例の合理性を裏付けるための立法事実が求められる。

* 条例に基づいて政策を実現するためにどのような行政手法を用いるか、適切な手法を選択することが重要である（規制的手法、誘導手法、罰則制等々）。

◆第3講座 地域経済の活性と地域通貨～現状と課題～

講師 泉 留維（専修大学経済学部教授）

①地域通貨の導入目的

②日本における地域通貨の略史

③日本の地域通貨の現状

④地域通貨のデジタル化

の4点について主に下記のような話がされた。

地域通貨を導入する目的としては、「地域内の人と人、人とお店のつながりを強くする」、「個々人の地域活動や社会貢献活動への参加意欲を高める」、「地域外に購買力がダダ漏れになるのを緩和する」がある。

日本では、1970～80年代に「域内自給率を上げるためのツール」として地域通貨が捉えられたが理論のみに終わった。具体的な取り組みが始まったのは1990年代後半からで

2005 年頃ピークを迎えたが、導入しても目に見える成果がなく、想像以上に手間がかかることなどから、その後、次第にしぶんでいった。

しかし、2012～2019 年に普及した「木の駅方式」(間伐材の流通における地域通貨)、2020 年頃からのデジタル地域通貨の進捗により、再び増加傾向にある。デジタル地域通貨については、狭義のデジタル通貨が全体の 3 分の 1、広義のデジタル通貨としてデジタル地域ポイント、デジタル商品券がそれぞれ 3 分の 1 を占める。

これまで数多くの地域通貨が導入されてきたが、実際にどれだけの効果があったのかは、定量的に把握されていない。デジタル地域通貨と日本円を比較して経済的な優位性を求め、より利便性の高い楽天ペイや PayPay に太刀打ちできるはずがなく、地域通貨を使用することが地域に貢献できるといった社会的な優位性を強調すべきである。しかし、導入しただけでは利用循環は進まないのも、地域通貨ならではの仕組みやイベントを組む必要があり、それをアレンジできる人材が求められる。こうしたことから、地域通貨は今、正念場を迎えていると言える。

◆第 4 講座 民主主義と自治を深化させるための自治体 DX とは

講師 内田聖子 (PARC 共同代表)

①日本におけるデジタル関連政策の流れ

②ビッグ・テックによる市場の独占とアテンション・エコノミー (関心経済)

について、主に下記のような話がされた。

* 日本のデジタル関連政策は 1990 年代から始まっており、2001 年の政府資料には「5 年後に最先端の IT 国家を目指す」と明記されていた。しかし、実際には世界から大きな遅れを取っている。

* 日本のデジタル関連政策には、「成長戦略・産業政策としてのデジタル化」「人口減少へ

の対応・スマート自治体をめざすデジタル化」「権力による監視・管理の強化としてのデジタル化」の3つの側面がある。

* デジタル改革関連法において、デジタル社会形成のための基本10原則が示されているが、その中で、「1. オープン・透明」「2. 公平・倫理」「3.安全・安心」が特に重要な原則。

* しかし、日本政府のデジタル政策においては、「政府の透明性・説明責任」「情報共有を通じた熟議と民主主義の深化」「自己決定権に基づく政治参加・住民自治」「パワーシフトを通じた人々の力と権力の均衡」の視点や理念が弱い。

* そうした中、世界全体で監視資本主義（≡アテンション・エコノミー）が進み、「行動予測と監視広告」「秘密裏のデータの抽出」など「情報強者」における独占と支配が進んでいる。

* デジタル化が急速に進んでいるために法規制が追いつかず、プライバシー侵害を冒しながら社会への実装が進んでいる。

* プライバシー権、自己情報コントロール権の必要性を人々が共有し、自治体には、プライバシーと責任あるイノベーションを最前面に据えた政策と戦略が求められている。

【感想】

非常に中身の濃い2日間の講義だった。特に、「誰もが通える学校づくり～地域も変わる教育とは～」では公立学校の意義を改めて考えさせられた。不登校の児童・生徒が増加する中、短期的には学校以外の居場所を保障することが急務だが、大空学校が不登校ゼロであったように、誰もが通える学校、誰もが通いたいと思える学校にしていくことが、公立学校の原点であり、長期的な目標であるべきだと思う。そのためにも、改めてインクルーシブ教育について検討する必要がある。

また、「民主主義と自治を深化させるための自治体DX」においては、世界規模で進む監視資本主義にどう対抗していくべきか、非常に大きな問題であることを知った。海外の実

践に学びながら、日本においては、まず、プライバシー権や自己情報コントロール権という考え方をしっかり1人1人の市民が獲得していくことから始めなくてはならないと思った。

一地方議員として何ができるのか、2日間の講義を反芻しながら、今後も考え続けていきたいと思う。



第1講義



第2講義



第3講義



第4講義